証券コード:8595

JAFCO

起業家のいちばん近くに

第52回 定時株主総会

招集ご通知

日　時　**2024年6月18日（火） 午前10時**

場　所　東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール

決議事項　第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

ジャフコ グループ株式会社

株主の皆様へ



日本においては社会課題解決の機運が高まり、具体的取り組みが進んでいます。
政府の「スタートアップ育成5か年計画」が起業家支援の枠組みを広げ、次世代AI等の新たなテクノロジー開発や規制改革に伴う新サービスの創造をスタートアップが牽引しています。日本の構造問題となっている後継者不足に対しては、事業承継の為のM&Aが拡大を続けており、社会を大きく変えていこうとしています。

一方、前例のない金融緩和の出口を模索する中、経済の不透明感は払拭されることなく、当社がターゲットとするような大型のIPOには、未だ厳しい環境が続いています。

そのような環境下、当期は基幹ファンドであるジャフコSV7ファンドを最終クローズしました。日本の未上場株式投資への期待も追い風となり、外部募集は中長期の定量目標の現段階における設定を上回る結果となりました。今後においては、新たな出資者層の開拓にも挑戦します。

また、昨年９月に転換社債型新株予約権付社債(CB)150億円を発行し、２年から３年の投資活動を継続できる資金を確保しました。普通株式への転換可能性と交付株式数の抑制を図るスキームを採用しつつ、投資活動の継続と安定的事業運営の基盤を固めました。

当社の企業価値向上の基本方針は、投資運用力と外部募集力を２本の柱とする「成長戦略の推進」、及び「資本効率の向上」、競争優位性を持続し得る「組織基盤の確立」を骨子としています。

当社の売上高は、ファンドへの当社出資によるキャピタルゲイン、外部出資分の成功報酬と管理報酬によって成り立っています。キャピタルゲインと成功報酬はファンドの投資倍率（ROI）、管理報酬はファンドへの外部出資規模によって決まります。ROIの向上と外部出資増加によるファンドサイズの拡大を成長の基軸としつつ、必要資金を超える現預金を圧縮させ、資本効率を高めます。こうした取り組みにより、ROEの向上を目指します。

新産業の創造を担うベンチャー投資と、産業の再構築を担うバイアウト投資を両輪とした当社独自のビジネスモデルの確立によって、サステナブルな未来を創り上げる長期にわたる投資運用を進めてまいります。

証券コード　8595

2024年5月23日
(電子提供措置の開始日　2024年5月10日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
ジャフコ グループ株式会社
取締役社長　　三 好 啓 介

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知の内容については、インターネット上の当社ウェブサイトに「第52回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」の欄に「ジャフコ」または証券「コード」の欄に「8595」（半角）を入力・検索し、「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類／PR情報」に進み、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご来場されない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次のいずれかの方法によって、2024年6月17日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔インターネット等による議決権の行使〕
5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1. 日　　時　2024年6月18日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号　日本橋室町野村ビル（YUITO）
野村コンファレンスプラザ日本橋　5階大ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使の取り扱いについて

(1)議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

(2)インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(3)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、本書には記載しておりません。前記の各ウェブサイトに「第52回定時株主総会招集ご通知交付書面への記載を省略した事項」として掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

・業務の適正を確保するための体制　・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結計算書類の連結注記表　・計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会及び会計監査人は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、前記当社ウェブサイトに掲載いたします。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいますようお願いいたします。なお、お飲み物の提供は予定しておりません。

◎本株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。アンケートにご回答いただき、必要事項を入力のうえご応募ください。

※ 一部のQRコード読み取りアプリでは、推奨環境以外のブラウザを内蔵しているため、応募画面に遷移できない場合がございます。スマートフォンに備え付きのQRコード読み取り機能をお試しください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月18日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

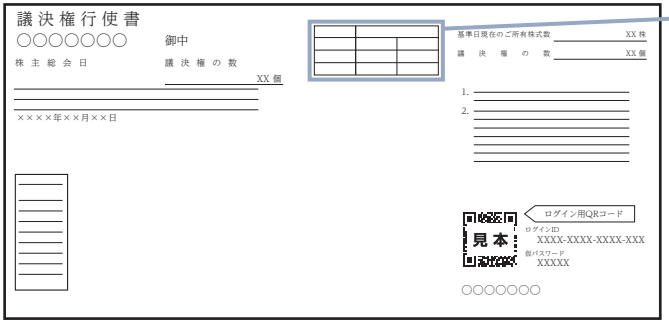

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案		
● 全員賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 全員反対する場合	≫	「否」の欄に○印
● 一部の候補者に反対する場合	≫	「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案		
● 賛成の場合	≫	「賛」の欄に○印
● 反対する場合	≫	「否」の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等による方法の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

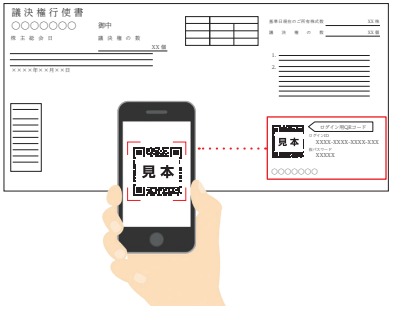

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

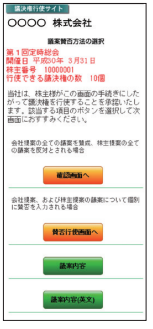

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン等の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、指名・報酬委員会において審議しております。

取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。
取締役の選任について、独立社外取締役4名全員及び取締役社長で構成される指名・報酬委員会での審議を踏まえ、監査等委員会において検討いたしました。その結果、監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や今後の方向性、取締役会の構成や業務執行体制、各候補者の専門知識、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とすることに異論はないとの結論に至りました。

なお、監査等委員会からは、以下のとおり取締役の報酬等についての意見表明も受けております。
取締役の報酬等（金銭報酬及び株式関連報酬）について、当社の「取締役等の報酬等の決定に関する方針」ならびに独立社外取締役4名全員及び取締役社長で構成される指名・報酬委員会での審議を踏まえ、監査等委員会において議論を行いました。その結果、監査等委員会は、報酬等の算出の公正性、その水準と取締役の役割・職責とのバランス、当社業績との連動性、制度の内容や条件等を勘案し、現在の報酬等は相当であるとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	属　性	取締役会出席状況
1	豊貴（ふうき）　伸一（しんいち）	**取締役会長**	再任	14/14回 (100%)
2	三好（みよし）　啓介（けいすけ）	**取締役社長（代表取締役）** 投資担当、パートナー	再任	14/14回 (100%)

再任　再任取締役候補者

候補者番号 1

豊貴 伸一（ふうき しんいち）

生年月日……1961年11月1日
所有する当社株式の数……94,974株
取締役会の出席状況……14回／14回(100%)



再　任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月　当社入社
2003年 6月　当社 取締役 第二投資グループ、関西支社兼企画総務担当
2005年 2月　当社 常務取締役 資金兼第二投資、関西支社、VA3部担当
2007年 3月　当社 専務取締役 資金兼事業投資、関西支社、VA3部担当
2010年 1月　当社 取締役社長（代表取締役）
2022年 4月　当社 取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

ベンチャー投資、バイアウト投資及びファンド運用等の業務執行全般を統括してまいりました。2010年1月より2022年3月まで取締役社長（代表取締役）として、また2022年4月より取締役会長として、これまでの豊富な経験や識見を活かし、取締役会における意思決定及び監督機能の実効性を高めてまいりました。こうした実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として業務執行と監督にあたることがふさわしいと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

三好 啓介（みよし けいすけ）

生年月日……1969年9月18日
所有する当社株式の数……60,264株
取締役会の出席状況……14回／14回(100%)



再　任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月　当社入社
2011年 8月　当社 第二投資運用本部長
2013年 4月　当社 執行役員 投資担当
2015年 6月　当社 取締役 投資担当
2018年 3月　当社 取締役 投資担当、パートナー
2022年 4月　当社 取締役社長（代表取締役）投資担当、パートナー（現任）

取締役候補者とした理由

国内ベンチャー投資部門の担当役員を務めるとともに、投資の重要な意思決定を行うパートナーの一人であります。また、2022年4月より取締役社長（代表取締役）として、当社の業務執行全般を統括しております。こうした国内投資業務の豊富な経験、専門知識及び実績等を踏まえ、引き続き当社の取締役として業務執行と監督にあたることがふさわしいと判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 取締役候補者三好啓介は、SV6ファンドの共同無限責任組合員であるSV6パートナー有限責任事業組合（以下「SV6パートナーLLP」）に他のパートナー及び当社とともに組合員として参加し、SV6パートナーLLPを通じてSV6ファンドへのパートナー出資を行っています。また同氏は、SV7ファンドのうちベンチャー投資を行うV7ファンドの共同無限責任組合員であるV7パートナー有限責任事業組合（以下「V7パートナーLLP」）に他のパートナー及び当社とともに組合員として参加し、V7パートナーLLPを通じてV7ファンドへのパートナー出資を行っています。当社は同氏に対しこれらのパートナー出資に係る資金の貸付を行っています。詳細は「第52回定時株主総会招集ご通知交付書面への記載を省略した事項」のうち計算書類の個別注記表「7.関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおりであります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は各候補者と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。また、各候補者の再任が承認された場合は、当社は各候補者との当該補償契約を継続する予定であります。

3. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を塡補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は当該保険契約を任期途中に現行の契約と同程度の内容で更新することを予定しております。

第2号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役田波耕治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者村岡香奈子氏は、退任する監査等委員である取締役の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期が満了する2025年3月期にかかる定時株主総会終結の時までとなります。

本議案につきましては、指名・報酬委員会において審議のうえ、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者

村岡（むらおか）　香奈子（かなこ）

生年月日……1965年4月26日
所有する当社株式数……0株
取締役（監査等委員）在任年数……一年
取締役会の出席状況……一回(一%)
監査等委員会の出席状況……一回(一%)



新　任
社　外
独立役員

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	三菱商事㈱ 入社
1993年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
	アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
1998年 9月	Simmons & Simmons法律事務所（ロンドン）にて執務
1999年10月	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
2001年 1月	同事務所 パートナー
2010年 1月	同事務所 プロフェッショナル・サポート・ロイヤー（2019年6月退所）
2020年 4月	宏和法律事務所 弁護士（現任）
2020年 6月	日本光電工業㈱ 社外取締役（現任）（2024年6月26日退任予定）
2021年 3月	㈱不二家 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

宏和法律事務所 弁護士
日本光電工業㈱ 社外取締役（2024年6月26日退任予定）
㈱不二家 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村岡香奈子氏は、社外取締役候補者であります。
同氏は、弁護士としてM&A、買収ファイナンスや企業法務分野の専門知識と経験を有しております。同氏には、こうした豊富な経験と高い識見を活かして、取締役会でご発言いただき、当社の経営の重要な意思決定に関わっていただくとともに、独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また、指名・報酬委員会に委員として出席し、役員の指名・報酬の決定に関与いただくことを期待しております。
こうしたことから、同氏は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に係る事項

これまで同氏または同氏が現在所属する法律事務所と当社との間で取引等はありません。
同氏が1999年10月から2019年６月まで所属した森・濱田松本法律事務所と当社は2023年3月まで顧問契約を締結していましたが、同氏は、当該顧問契約にかかる担当弁護士であったことはなく、また当社に対して個別案件を含めた法務サービスを直接提供したことはありません。また、当社（当社が運用するファンドを含む）が森・濱田松本法律事務所に支払った報酬額は、2022年3月期以降の過去3事業年度において、年平均約490万円と僅少でありました。

これらを踏まえ、同氏は当社の社外取締役としての役割を果たすうえで十分な独立性を有していると判断しております。

※ 監査等委員である社外取締役候補者が役員を兼務する他社での法令、定款違反等
村岡香奈子氏が日本光電工業㈱社外取締役在任中の2021年1月に同社の元社員3名が2018年から2019年（村岡香奈子氏の就任前）の贈賄行為について逮捕・起訴された事件につき、同氏は逮捕・起訴の時点まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から同社の取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い注意喚起を行っておりました。本事件の発覚後は、本事件の調査委員会委員長として、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言を行い、また取締役会等において、事実関係を解明し、再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適正に遂行しております。

(注) 1. 村岡香奈子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（後記記載）の要件を満たしております。
2. 村岡香奈子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、村岡香奈子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
4. 当社は、村岡香奈子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、同氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。
5. 当社は、取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、村岡香奈子氏が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、同氏は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を塡補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は当該保険契約を任期途中に現行の契約と同程度の内容で更新することを予定しております。

以　上

（ご参考）社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 本人が、現在または過去10年間において、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
(2) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
① 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間において役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）
② 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
③ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
④ 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
⑤ 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
⑥ 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
⑦ 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
⑧ 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
(3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く。）に該当しないこと。
① 現在または過去3年間における当社グループの業務執行者
② 現在、上記 (2)①～⑧に該当する者

（注）

*1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

（ご参考）当社の取締役の経験と専門性について

当社取締役会の構成員として取締役に求められる経験と専門性、及び本株主総会で選任後、各取締役が有する経験と専門性については下表のとおりです。

取締役＼経験、専門性		企業経営	投資業務	ファンド募集・運用	海外業務	専門性（※）				
						人事・労務	財務・会計	法務・コンプライアンス	金融	学術研究・教育
社内	豊貴　伸一	●	●	●	●	●	●	●	●	
	三好　啓介	●	●	●		●	●	●	●	
社外・独立	田村　茂	●	●		●	●	●		●	
	秋葉　賢一						●		●	●
	梶原　慶枝	●				●	●			
	村岡　香奈子				●			●	●	

※上表「専門性」の表記について
取締役　豊貴伸一、三好啓介の2名については、これまでのベンチャー投資業務を通じて、未上場企業における経営陣の人材採用、経営数値の把握と分析、法務、資金調達等に関与しております。そのため、当該専門性に係る関連部署での業務経験がない場合であっても、人事・労務、財務・会計、法務等の専門性を有していると判断しております。

（選任後の取締役会の構成）

本株主総会で選任後の取締役会の構成は以下のとおりです。

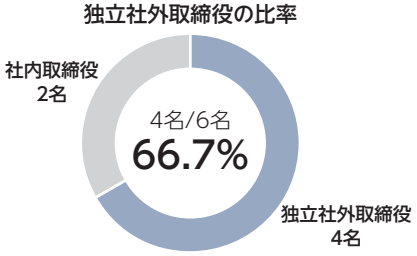

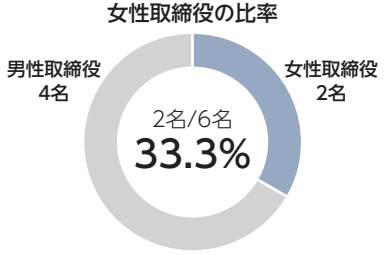

（取締役候補者の選任の方針及び手続き）

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において以下のとおり定めております。

・取締役及び執行役員の人事については、指名・報酬委員会において審議した上で、取締役会で決定します。
・すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、毎年、株主総会での選任の対象となります。監査等委員会は、取締役の選解任について、必要と判断する場合には株主総会において意見を表明します。
・取締役候補者には、取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力、経験、専門知識及び識見を有する人材を選定します。その際、ふさわしい人材であればジェンダーや国籍等にかかわらず多様性ある人材を積極的に選定します。
・独立社外取締役の候補者には、企業経営や専門分野での豊富な経験と識見を有し、独立社外取締役の役割・責務を果たすことが期待される人材を選定します。また「社外取締役の独立性に関する基準」に従います。

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1. 当社グループの現況

(1) 当社グループについて

①当社を取り巻く環境

当事業年度は、不安定な世界情勢、原材料・エネルギー市況及び急激な円安による物価高等を背景に、当社を取り巻く事業環境は引き続き不透明感がありました。
一方で、日本でも有望なスタートアップや次世代を担う若い起業家が台頭しています。テクノロジーの進化、価値観やライフスタイルの変化は、新しいビジネスへの投資機会を創出し、社会課題解決が期待される投資先に対しては強い追い風になっています。
政府も2022年に発表した「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、人材、資金、ビジネス環境など様々な支援策を推進しています。
また、バイアウト投資の事業環境についても、M&Aの増加や中小企業の事業承継に対する政府の継続的な取り組みなど前向きな動きがあります。

②当社の事業・ビジネスモデル

当社は創業以来、時代をリードする起業家とともに歩んできました。当社には、経験を積み重ねてきた多くのキャピタリストに加え、企業成長を促進するための豊富なリソースとネットワークの蓄積があります。単なる投資家としてではなく、「CO-FOUNDER」として、事業の構想段階から経営に関与します。起業家とともに事業の成長にコミットし、企業価値を高めていきます。
2018年からパートナーシップモデルを導入し、トップキャピタリストとしてファンドの運用責任を負うパートナーを中心としたフラットな組織作りを行っています。
SV6ファンド以降は、パートナーと従業員が当社とともに出資することで、個人としても運用リスクを負いながら、ファンドパフォーマンスと個人の貢献に連動した成果報酬を享受していきます。従来からの当社の強みである組織力にも磨きをかけており、投資先への経営関与を通じて、ファンドパフォーマンスの一段の向上を目指します。

当社の事業は、ファンド運用を通じたベンチャー投資とバイアウト投資です。当社の主な収益源は、ファンドからの運用報酬である管理報酬及び成功報酬と、ファンドへの直接出資に対するキャピタルゲインです。
ファンドの運用期間は原則10年、加えて通常2年の延長期間を設定しています。新規設立したファンドは運用開始から3年前後を目途に新規投資を積み上げ、ポートフォリオを構築します。設立のタイミングや景況感にかかわらず、コンスタントに有望企業の開拓と投資を行っていくことが、安定的にパフォーマンスをあげることに繋がると考えています。投資後は経営関与を高め、起業家とともに企業価値の向上を図り、新規上場（IPO）やM&A等によるEXIT（売却）を目指します。

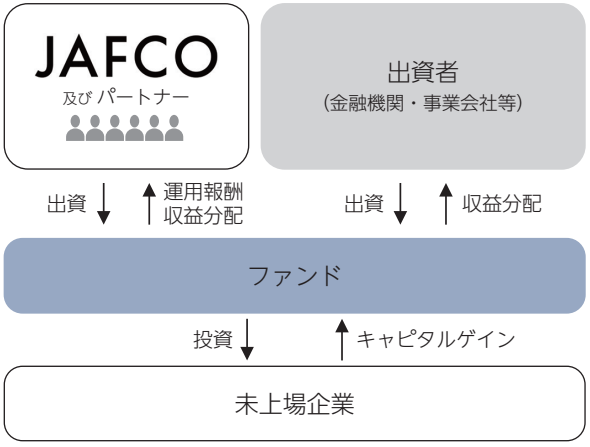

③バリューの改定

当事業年度は設立50周年の節目の年でした。2023年2月のパーパスの策定、公表に引き続き、当事業年度では2023年10月にバリューの改定を行い、社内プロジェクトを立ち上げて役職員に対しその周知と浸透に取り組みました。

Purpose

挑戦への投資で、
成長への循環をつくりだす

Fueling perpetual growth;
investing in bold visions

Mission

新事業の創造にコミットし、
ともに未来を切り開く

Commit to new business creation and
jointly shape the future

Values

当事者たる覚悟でやり抜く
Own it and see it through

より早く、より深く、より高みへ
Move faster, dive deeper, reach higher

多様な強みで共創を
Draw on differences to ignite creativity

開拓者たれ、真摯であれ
Be pioneers, stand for integrity

●パーパス（存在意義）

当社は長年にわたる投資経験の中で、「投資の継続が、持続可能な社会を実現する」ことを信じ、企業・起業家の新たな挑戦に対し投資を続けてきました。地球環境やグローバル経済を取り巻く問題がますます複雑化する中、当社は、まだ見ぬ価値を生み出す挑戦に果敢に投資し、その成長にコミットすることにより、新たな成長への循環をつくりだし、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

●ミッション（使命）

当社は設立以来、様々な革新的製品やサービスを生み出す起業家を支援してきました。世の中に必要とされる新事業の創造にコミットすることで、ステークホルダーの皆様とともに新しい時代を切り開くことが当社のミッションです。当社はパーパスの実現を目指す中で、設立時から変わらぬ想いをミッションに掲げ、取り組んでまいります。

●バリュー（行動指針）

多様なバックグラウンドを持つ社員が増加する中、行動指針としてのバリューを全社員の共通認識とし、組織をより強くしてまいります。

④サステナビリティに関する取り組み

2023年6月に「サステナビリティに関する基本方針」を策定し、公表しました。
サステナビリティに関する当社の考え方や ESG に関する課題及び対応方針について、ステークホルダーの皆様と共有し、ひいては持続可能な環境・社会の実現を目指すことを目的としています。

また、2023年5月には、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）による提言（以下「TCFD提言」という。）へ賛同することを決定しました。
今後、必要なデータの収集と分析を行い、TCFD提言に沿ったリスクの評価・管理や情報開示の拡充に取り組んでまいります。

⑤投資活動におけるサステナビリティとESG

当社の投資活動の本質は、ESG投資の考え方に強く合致しています。
投資活動の最初の段階となる有望企業の選定における事業ポテンシャルの評価にあたっては、E(environment＝環境)やS(social=社会)、SDGsの側面からのリスクや社会のニーズが重要な要素です。その評価をもとに、サステナブルな成長実現のための課題についても、投資候補先企業の経営陣と議論し、投資実行の判断材料としています。

投資活動の次の段階は、対話による課題解決と経営関与による成長支援です。事業進捗の状況把握に加え、投資先の資金管理や法令順守状況等を定期的に確認しています。投資先の事業の立ち上げは最優先としつつも、管理体制の整備を並行して進めることが重要です。経営陣とは対話を通じて課題を共有し、その解決を図っています。さらに、成長の段階に応じて、人材採用を含め、営業体制、開発体制、管理体制の構築をサポートします。投資先のG(governance＝内部管理)構築は、経営陣に伴走しながら支援します。

こうした取り組みを通じ、将来的に大きな社会的インパクトを生み出す企業を輩出し、サステナビリティの実現に貢献しています。

(ご参考)

●投資活動におけるサステナビリティに関する取り組み

投資対象の絞り込み	取組状況の定期モニタリング	ポートフォリオの全体把握・対策検討	サステナブルな成長支援
			
✓サステナビリティの実現につながる投資機会発掘 ✓ネガティブスクリーニング ✓事業ポテンシャルの検討 ✓経営陣と体制・ガバナンスに関する議論	**サステナビリティチェック** ✓定期的に実施し、ガバナンスの実態を把握 チェック項目例 • 法令違反・係争事項確認 • 情報管理体制チェック • 入出金の手続き --- 社内牽制制度の有無 • 半期毎の預金残高確認（未監査企業）	**ポートフォリオ会議** ✓各投資先の事業進捗、財務状況、評価 ✓サステナビリティチェック結果の改善状況確認＆成長支援策	✓組織運営、内部管理体制構築のための経営支援 ✓大企業連携の推進等による営業支援 ✓事業計画・成長シナリオへのサステナビリティ視点を組込み

●当事業年度の投資事例

環境課題解決への貢献	社会課題解決への貢献	産業の革新・発展への貢献
aiESG **株式会社aiESG** • SASB基準に準拠したESG分析/サプライチェーンリスク評価	newmo **newmo株式会社** • ライドシェア事業の運営	BLUE LASER FUSION **Blue Laser Fusion Inc.** • レーザー核融合炉の開発・商用化

●スタートアップエコシステムの拡大への貢献

当社は、長年培ってきた豊富なリソースと多くの企業との幅広いネットワークを活かし、起業家と大企業とのマッチング、新規事業開発を推進する大企業との勉強会、スタートアップ向けの経営人材支援事業（キャリアアカデミー）等の様々な取り組みを行っています。起業準備の場を提供することで起業の裾野を広げ、多くの新事業を生み出す取り組みとして経済産業省が実施する「客員起業家（EIR）の活用に係る実証事業」にも参画しています。

起業家と大企業を繋ぎ、双方の強みを活かして新たなビジネスを育てていくとともに、当社のパーパス実現に向けたこうした取り組みを通じてスタートアップエコシステムの拡大に貢献していきます。





大企業のスタートアップ連携を支援するプログラム
「OFFROAD　LEAP」（2023年6月～）



事業会社のスタートアップ投資を支援する
CVC Summit開催（2023年12月）

⑥運用ファンド

運用中ファンドの総出資約束金額は4,656億円です。当事業年度は、VCファンド、バイアウトファンド及び両ファンドへ出資するファンドで構成するSV7ファンドを2023年9月に最終クローズしました。出資約束金額978億円のうち外部出資額758億円、当社出資額は220億円であり、当社出資比率は22%となりました。出資約束金額は当初計画を上回り、また当社出資比率は、「企業価値向上の基本方針」に掲げた中長期の目標値20%に近い水準となりました。

海外においては、アジアの台湾2号ファンドが2023年8月に出資約束金額3,000百万台湾ドルで、また米国のIcon７号ファンドも2023年6月に235百万米ドルで、それぞれ最終クローズしました。

当社はVCファンドの先駆者として、以下に掲げる三つの運用姿勢をもとに、規律と透明性を守り抜いていきます。投資先の成長とファンドパフォーマンスを純粋に追求することが、ファンドの出資者と当社の利益に資するものと確信しています。

- ■ 特定分野に特化したファンドはつくりません
- ■ 特定出資者のためのファンドはつくりません
- ■ ファンド運用以外の事業はやりません

運用中の基幹ファンド

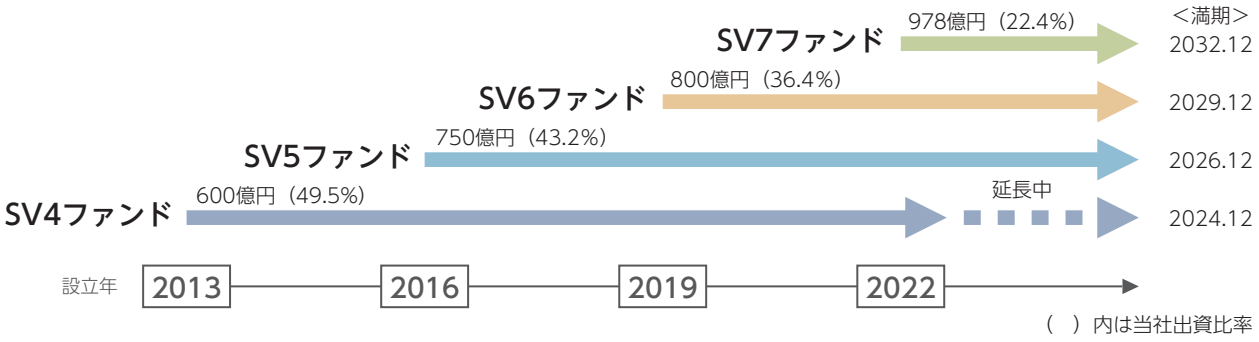

⑦投資の体制と戦略

当社は日本、アジア、米国の投資チームが、それぞれの投資戦略に基づき独自のファンドを運用しています。各地域に深く根差した投資チームが、投資候補先の発掘から投資判断・実行、投資後のサポートまでを一貫して行っています。

日本国内での投資活動は、ベンチャー投資とバイアウト投資です。
国内ベンチャー投資では主にシード・アーリーステージの有望企業を厳選し、一社当たりの投資金額と保有シェアを高め、投資先への経営関与を強化する厳選集中投資を行っています。単なる投資家としてではなく、「CO-FOUNDER」の気概を持って、事業の構想段階から経営に関与します。起業家とともに事業の成長にコミットし、企業価値を高めていきます。

バイアウト投資では中小型の案件（企業価値で50億～150億円程度、エクイティ投資額で20～50億円程度）を対象に投資を行っています。ベンチャー投資で培った知見を活かし、最先端のテクノロジーを活用した投資先の事業変革や成長支援を強みとしています。

米国では、Icon Venturesの名称で、シリコンバレーを中心に有力なスタートアップに投資をしています。
アジアでは、中国、台湾、インド、東南アジア等の成長地域への投資を行っています。

グローバル投資体制

JAFCO	グローバル 未上場投資残高 2,343億円/274社

日本	アジア	米国
1,338億円/176社 ベンチャー 161社 バイアウト 15社 ベンチャー 42名 バイアウト 19名 ＢＤチーム 16名	317億円/64社 投資チーム16名 ＢＤチーム 1名	688億円/34社 投資チーム 6名 オペレーティング パートナー 2名 ＢＤチーム 2名

(注) ・未上場投資残高（取得コストベース）は2024年3月末現在、ファンド含む。
・為替レート：2024年3月末　1USドル=151.41円
・人員数は2024年4月1日現在
・ＢＤはビジネスディベロップメントの略
・日本のベンチャー投資部門が担当する海外投資先は日本に含む。

⑧投資先の事業支援とガバナンス構築（国内投資）

スタートアップを成功させるには、事業の立ち上げスピードが何よりも重要です。投資担当者は、投資先の重要会議に参加するほか、日常的に経営者とコンタクトし、経営課題に向き合っています。

当社のビジネスディベロップメント部門では、人材採用（HR）、マーケティング・セールス、バックオフィスの構築支援など、各分野に精通するプロフェッショナルが、ベンチャーキャピタリストとチームを組み、投資先の価値向上に取り組んでいます。十分なリソースをもたないスタートアップが、最小限の負担で効率よく事業を立ち上げるためのメニューを無償で提供しています。

当社には、長年培ってきた豊富なリソースとネットワークの蓄積があります。近年では新事業開発を推進する大企業とのネットワークを急拡大させています。こうした大企業が持つ知見を活かしながら、投資先の業容拡大に繋げることができるように、大企業と投資先との連携を強化しています。

投資先が持続的に事業を成長させ、上場会社として認められる存在になるためには、内部管理体制の構築も重要なテーマです。数名規模の立ち上げ段階の会社が、数億円規模の調達を行うことは珍しくなく、当社で資金管理をサポートし、成長に合わせた人材採用も支援しています。上場準備にあたっては、監査法人、証券代行、主幹事証券会社の選定にあたってのアドバイスを行い、社内規程の整備や上場申請書類の作成をサポートします。

（ご参考）当事業年度の投資先支援の取り組み

最重要課題	支援内容	2024年3月期実績	
人材採用	・CXO・幹部人材紹介 ・組織構築コンサルティング	採用決定	43名
顧客獲得 (マーケティング/ 営業)	・リード獲得支援 ・提携先アレンジ ・POC案件紹介	ビジネスマッチング	538件
バックオフィス構築	・上場準備コンサルティング ・管理部門立ち上げ支援 ・ツール選定支援	上場準備支援	37社

(2) 事業の経過及び成果

①経営環境の変化と投資先への影響

当事業年度の国内株式市場におけるIPO社数は99社と前年度をやや上回る水準となりました。一方で年初からの株高を背景に、一部のIPOには資金が集まったものの、グロース市場へ本格的な資金流入まで未だ至っていない状況が続いています。
国内外の金融政策や国内のスタートアップ関連の支援策の動向を引き続き注視していく必要があると認識しています。

②当期の主な業績の状況

当事業年度における投資先のIPOは国内6社、海外1社であり、キャピタルゲインが増加した結果、売上高は244億円（前期141億円、前期比増減率73.7%）、経常利益は88億円（前期△30億円）と前期比で増加しました。
当期純利益は75億円（前期406億円、前期比増減率△81.5%）、自己資本利益率（ROE）は5.6%（前期24.7%）となり、株式会社野村総合研究所の株式売却及び自己株式取得があった前事業年度と比べ大幅に減少しました。

各年度の業績は、大型のEXITの実現数により大きく変動するものの、運用中の各ファンドのパフォーマンスを継続的に高めていくことが、当社の長期的な好業績につながっていきます。今後も大きなキャピタルゲインを伴うIPOやM&A等のEXITを追求していきます。

当期の売上高・経常利益・当期純利益

売上高	244 億円
経常利益	88 億円
親会社株主に帰属する当期純利益	75 億円
ROE	5.6 %

売上高・経常利益・当期純利益の推移

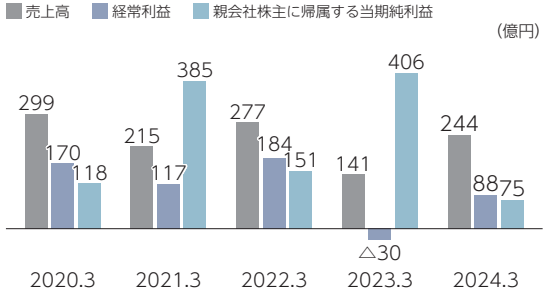

③売上高と販管費の状況

当事業年度の管理報酬は、当事業年度に最終クローズしたSV7ファンド等により、48億円（前期34億円）と増加しました。
ファンドの運用会社として、基礎収入である管理報酬で販管費を賄えない状態がこれまで続いていましたが、当事業年度は管理報酬の増加により、事業税を除く販管費を概ねカバーする水準となりました。
キャピタルゲインは79億円（上場・未上場営業投資有価証券合計、前期37億円）、成功報酬は6億円（前期10億円）となりました。

収益と販管費の推移

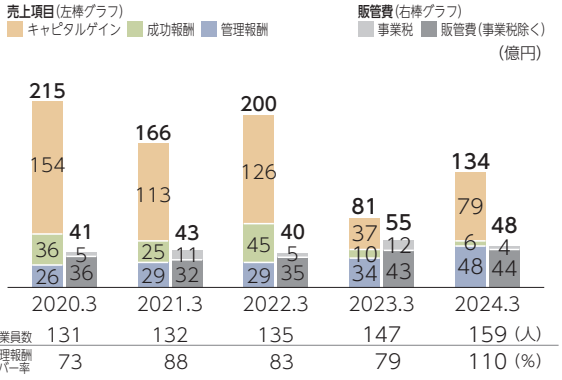

(注) •成功報酬、管理報酬は当社出資分を除く。
•連結範囲の変更に伴い、各数値には米国子会社（JAV）を含まず。
•2024.3期の管理報酬48億円には、2023.3期に対応する4億円を含む。（SV7ファンドの外部出資額が増加した影響）

SV7ファンド及び台湾2号ファンドのクローズにより総出資約束金額が4,656億円となり、管理報酬の対象となる外部出資約束金額は1,949億円と前期比で373億円増加しています。当事業年度の管理報酬額は48億円となりました。

管理報酬

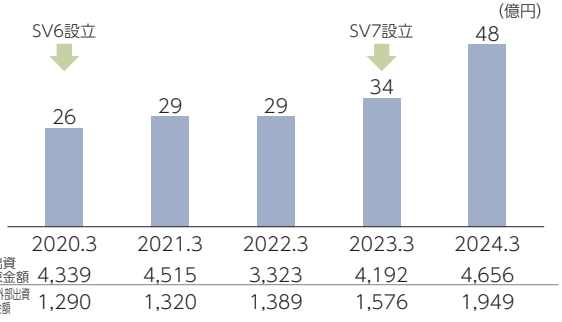

(注) 外部出資約束金額とは、外部出資者から運用を委託された資金。連結対象外の米国ファンド分を除く、管理報酬対象額を指す。

当事業年度におけるIPO実績は国内6社、海外1社の計7社となりました。国内IPO社数にはバイアウト投資先2社を含み、これらのキャピタルゲインが貢献した結果、当事業年度は、キャピタルゲインは79億円、投資倍率（ROI）は1.7倍となりました。バイアウト投資先のキャピタルゲインに占める割合は64%となっています。
また、当事業年度はM&AによるEXITも複数実現しました。

キャピタルゲインと投資倍率（ROI）

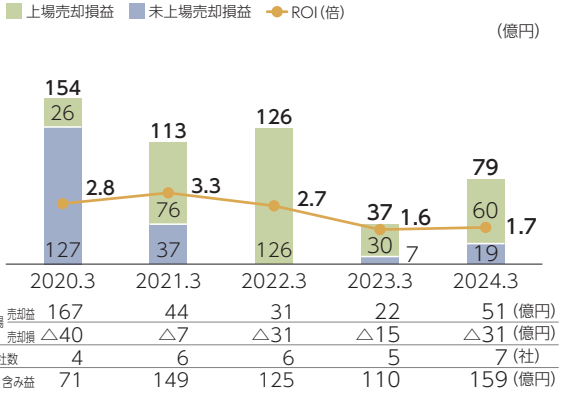

(注) •その他の投資先関連収入、強制評価損を含む。
•含み益とは上場営業投資有価証券の評価益を指す。

今後、厳選集中投資を堅持しつつ、投資運用力の向上を図ります。また、ファンド募集力の向上により、対象マーケットの成長を背景としてファンドサイズと外部募集額を拡大していきます。これらにより成功報酬と管理報酬を増加させていきます。

（ご参考）当事業年度の投資先新規上場会社等

●ベンチャー投資　新規上場会社（5社）

CUORiPS	**クオリプス** ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートの開発・事業化	**上場日**：2023年6月27日 **市　場**：グロース
MRSO	**マーソ** 人間ドックのインターネット予約サイト「MRSO」の運営	**上場日**：2023年12月21日 **市　場**：グロース
VRAIN Solution	**VRAIN Solution** 製造業向け AIサービスの提供	**上場日**：2024年2月22日 **市　場**：グロース
JSH Japan Development	**JSH** 在宅医療事業及び地方創生事業	**上場日**：2024年3月26日 **市　場**：グロース
roadzen	**Roadzen** 自動車保険会社業務を効率化/自動化するAI技術を活用したサービスの開発・提供	**上場日**：2023年9月21日 **市　場**：NASDAQ
	M&AによるEXIT事例	
SODAinc.	**SODA** スニーカーC2C「SNKRDUNK」の運営	

●バイアウト投資　新規上場会社（2社）

AVILEN	**AVILEN** AI開発受託・導入コンサルティング ディープラーニング関連ツール及びAI人材育成サービスの開発・販売	**上場日**：2023年9月27日 **市　場**：グロース
NALNET COMMUNICATIONS	**ナルネットコミュニケーションズ** 自動車のメンテナンス管理･自動車のリース･残価保証･車両買取	**上場日**：2023年12月25日 **市　場**：グロース
	M&AによるEXIT事例	
NAGANO	**長野工業（現社名：タダノユーティリティ）** 高所作業車の開発・製造・販売	

④投資損失引当金の状況

当事業年度の未上場営業投資有価証券残高は857億円（前期853億円）と前事業年度とほぼ同水準となりました。

当事業年度の投資損失引当金繰入額は28億円（前期79億円）と前事業年度より減少しました。主な引当対象先は第1四半期に計上した米国投資先１社（10億円）でした。引当金残高は138億円（前期145億円）、引当率は16.0%（前期17.0%）と前事業年度よりやや減少しました。

投資損失引当金繰入額の推移

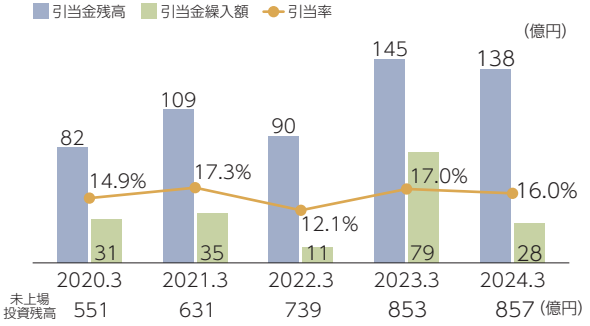

(注) •他社ファンドへの出資は除外しています。
•2022.3期より企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）を適用しています。2024.3期の未上場投資残高のうち新株予約権付社債、新株予約権等（簿価22.6億円）のみ時価（29.1億円）で評価しています。

経営環境の変化が未上場株式市場に与える影響を引き続き注視しており、今後も予断を許さない状況にあります。今後投資先の業績や資金調達に影響が生じた場合、引当金が増加する可能性があります。

⑤資産の状況

投資先の大半は未上場企業であり、流動性が極めて限定されます。従って、どのような環境にあっても、継続して投資を行うための強い財務基盤が求められます。

当事業年度は、財務基盤の強化の為、2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(CB)を発行し、150億円の資金調達を行いました。

当事業年度末の純資産は、前期末より69億円増加して1,376億円となり、自己資本比率は83.1%となりました。当事業年度末の現金及び預金は、ファンドへの出資分を含め676億円であり、これを今後3年程度の間に、当社が運用するファンドへ出資していきます。

総資産及び純資産の推移

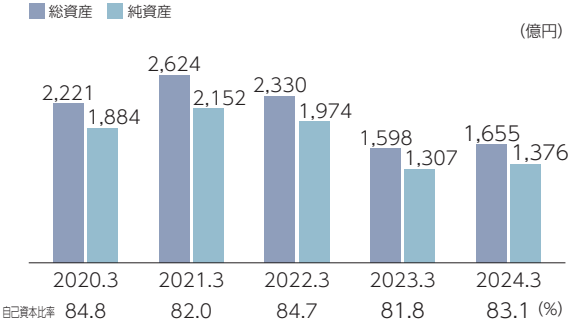

⑥ファンドの運用状況：未上場投資残高の推移

当事業年度のファンド全体の未上場投資残高は2,343億円となりました。未上場投資残高の運用総額の増加が継続しています。

未上場投資残高の推移

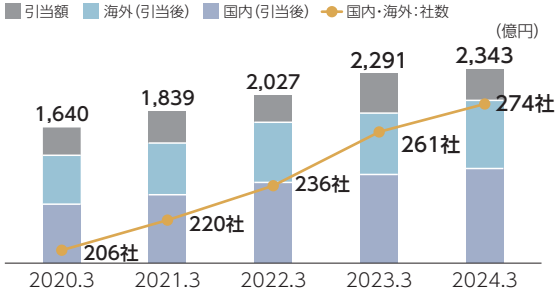

(注) •為替レートは、全期間について1USドル=151.41円を適用。
•日本のベンチャー投資部門が担当する海外投資先は国内に含む。
•2022.3期より時価算定会計基準を適用しています。2024.3期の引当後評価には新株予約権付社債、新株予約権等（簿価35.5億円）のみ時価（49.3億円）で評価しています。

⑦ファンドの運用状況：投資実行の状況

各年度により、地域ごとの投資実行額は変動します。当事業年度は、グローバルベースの投資実行額は307億円となりました。
年間投資実行額は350～400億円前後の水準としていますが、投資実行のタイミングのずれによる影響などにより、当事業年度は前期比で投資実行額が減少しました。

投資実行額の推移

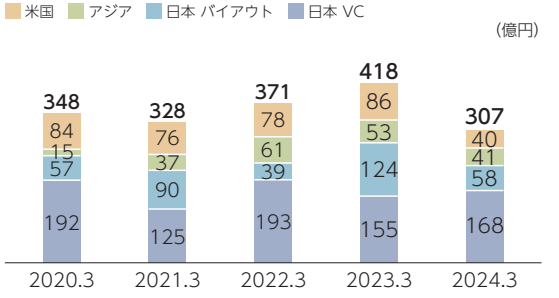

(注) 日本のベンチャー投資部門が担当する海外投資先は日本に含む。

⑧ファンドの運用状況：ポートフォリオの内訳

地域別ポートフォリオの内訳は、未上場投資残高2,343億円のうち、国内は57%、米国は29%、アジアは14%となっております。

地域別ポートフォリオ

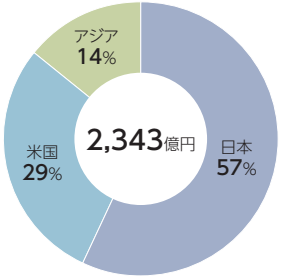

業種別では、ITサービスが66%を占めています。ITサービスの中には、最新のテクノロジーにより様々な既存産業のビジネスモデルを変えていくようなスタートアップが数多く含まれています。ESGやSDGsの考え方が急速に浸透し、テクノロジーの進化を背景として社会課題の解決を目指すスタートアップや世の中の価値観やニーズの変化に対応した新しいサービスを提供するスタートアップが多数出現しています。

業種別ポートフォリオ

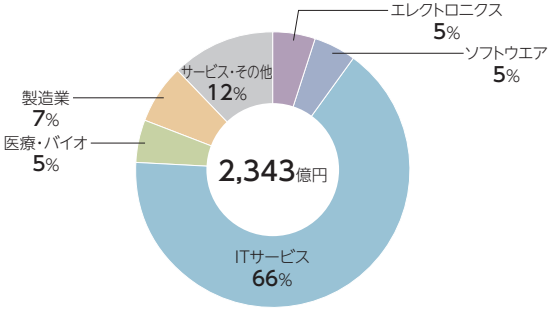

(3) 株主還元についての方針

①株主還元の方針

当社は、前事業年度において株主還元方針を見直し、以下の内容を方針としております。

配当金については、1株当たり株主資本の期首期末の平均値の3%と当期純利益の50%のいずれか大きい金額とします。

上記の配当方針に加え、投資継続のために確保すべき必要資金600億円程度（有利子負債、未払税金、各年度3月末においては配当支払予定額を控除した金額）を将来にわたり段階的に縮小させ、それを超える部分は自己株式取得を含めた株主還元を検討します。

②株主還元の状況

当事業年度は、当期純利益の50%（1株当たり69円）が株主資本の期首期末平均値の3%（1株当たり64円）を上回るため、上記の方針に基づき、1株当たり69円（前期150円）の配当金をお支払いします。

また、当事業年度の総還元性向は50.1%となりました。

1株当たり配当金の推移

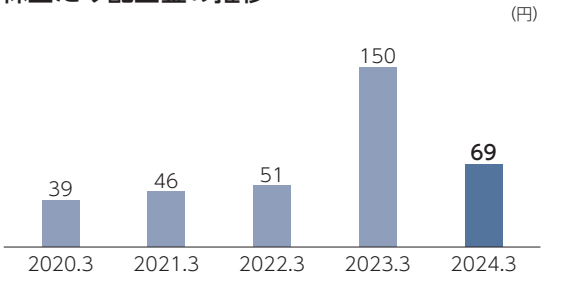

(注) 当社は、2022年2月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を実施しており、2021.3期までは当該株式分割調整後の金額（小数点以下を四捨五入）です。

総還元性向の推移

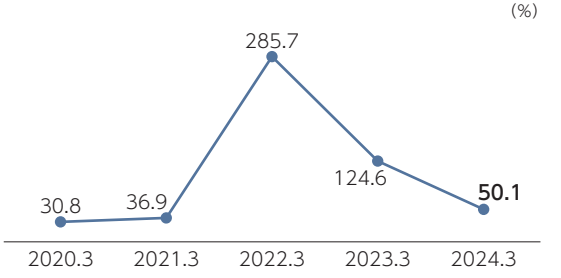

(注) ・総還元性向＝（配当支払総額＋自己株式の取得総額）÷当期純利益（%）
・2021.3期、2022.3期、2023.3期は自己株式取得を実施

(4) 対処すべき課題

当社の現在の対処すべき課題は以下のとおりです。

① 厳選集中投資の更なる進化と投資先の企業価値向上に向けた取り組み強化
② 投資パフォーマンス（投資倍率）の向上
③ ファンド募集力の向上
④ 多様な人材の採用と育成
⑤ 強固な財務基盤の一定維持

当社は2022年12月に公表した「企業価値向上の基本方針」における中長期的目標の達成に向けた取り組みを通じて、これらの課題に対応していきます。

●企業価値向上の基本方針

当社は、株主の皆様の利益拡大に繋がる企業価値向上を目指し、成長戦略の推進と、純資産の圧縮による資本効率の向上を進めることを基本方針とします。

1) 成長戦略の推進

投資運用力とファンド募集力が当社の利益の拡大の両輪であり、これらの活動を組織基盤が下支えします。

（投資運用力の向上）

当社は2010年以降、厳選集中投資と経営関与を投資方針に掲げ、有望な投資先を早期に発掘し、投資後の成長に能動的に働きかけることで、キャピタルゲインの最大化とファンドパフォーマンスの向上を図ってきました。

今後、投資運用力の更なる向上を目指し、投資の各プロセスにおける厳選集中投資と経営関与への取り組みを次のようにいっそう進化させます。

・投　資：成長ポテンシャルの高い企業を早期に開拓し、リード投資家として投資実行
・成長支援：投資後の事業開発や体制整備での深い関与、様々な経営資源を投下して投資先の成長角度を向上
・ＥＸＩＴ：深い経営関与を通じて企業価値を最大化するIPOや発展的なM&Aを実現

（ファンド募集力の強化 [外部出資の拡大] ）

安定したファンドパフォーマンスに加え、規律と透明性の高い運用と、投資家のニーズに応じた情報提供を行います。これにより、既存の投資家からの継続出資を受けるとともに、ファンドの社会的・経済的意義に共感する新規投資家層を獲得し、外部出資額を増やします。



（組織基盤の強化）
継続的な新卒採用・知見伝承と、専門領域におけるスペシャリスト採用を併用した当社独自の採用・育成モデルで、投資運用力の根幹であるキャピタリストを生み出し続けます。
同時に、投資プロセスを一気通貫で支える組織体制をさらに強化し、個人に過度に依存しない投資運用力の持続的な向上に取り組みます。

2) 資本効率の向上
今後は、新設ファンドサイズを対象マーケットに合わせて段階的に拡大させる一方で、当社の出資比率は段階的に低減させ、中長期的には、新規ファンドへの当社出資比率を20%とすることを目標とします。

これにより、必要資金を一定額に抑え、営業投資有価証券残高を維持しながら、高い水準のキャピタルゲインを得ることを目指します。投資運用会社として安定的に運用報酬を得るとともに、高い収益性を継続的に上げることができる、独自の投資運用業の姿を追求していきます。こうして、前記の株主還元の方針に基づいた施策の実施とあわせて資本効率の向上を図ります。

3) 中長期的目標
前述の「企業価値向上の基本方針」で当社の中長期的目標として掲げた指標は以下の図のとおりです。これらの指標達成に向けて引き続き取り組むことで、資本コストや株価を意識した経営を行っていきます。

中長期的目標としての主要指標とその達成に向けた取り組み

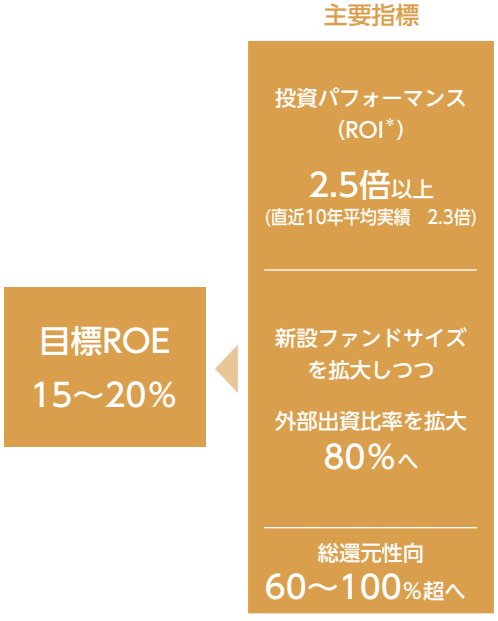

主要指標達成に向けた取り組み	
投資運用力の向上	厳選集中投資の更なる進化
	・起業準備前・直後まで視野に入れたシード案件開拓 ・IPOに限らないEXITの推進、アプローチ整備 ・ベンチャー投資とバイアウト投資のシナジー創出 ・バイアウト投資の拡大
	投資先の企業価値向上に向けた取り組み強化
	・事業立ち上げ支援の進化（顧客獲得・人事・バックオフィス） ・起業・新規事業創出のエコシステム拡充
ファンド募集力の向上	・３年ごとのファンド組成・募集 ・ベンチャー・バイアウト投資のマーケットの成長を背景としたファンドサイズ拡大 ・出資者層の拡大に向けた取り組み ・出資者との関係強化
組織基盤の強化	多様な人材の採用や育成強化に向けた制度の拡張
還元方針	株主資本３%または当期純利益50%のいずれか高い方を配当 必要資金超過分の自己株式取得
ステークホルダーエンゲージメントの更なる向上	
サステナビリティ経営の高度化	

＊ROI：営業投資有価証券売上高÷営業投資有価証券売上原価

(5) 財産及び損益の状況

区　分	第49期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	第50期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日	第51期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	第52期 自　2023年４月１日 至　2024年３月31日
売上高 (百万円)	21,512	27,677	14,073	24,443
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	11,707	18,360	△3,048	8,822
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	38,504	15,080	40,571	7,494
１株当たり当期純利益(円)	416.48	192.50	586.92	137.64
総資産 (百万円)	262,383	233,024	159,847	165,540
純資産 (百万円)	215,237	197,390	130,745	137,639
１株当たり純資産額（円）	2,438.71	2,769.16	2,404.11	2,526.26

(注) 1. 当社グループが管理運営するファンドについては、当該ファンドの資産、負債及び収益、費用を当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。
2. 当社は、2022年２月１日付で普通株式１株を３株にする株式分割を行っております。第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd	15百万 シンガポールドル	100.0	ファンド運用業務
JAFCO Investment (Hong Kong) Ltd	6.5百万 米ドル	100.0 (100.0)	コンサルティング、 ビジネス情報サービス
JAFCO Asia (Shanghai) Equity Investment Management Co., Ltd	1.5百万 米ドル	100.0 (100.0)	ファンド運用業務
JAFCO Taiwan Capital Management Consulting Corp.	15百万 台湾ドル	100.0 (100.0)	ファンド運用業務

(注)　「当社の議決権比率」欄の（内書）は間接所有の議決権比率であります。

(7) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

①当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都港区
西日本支社	大阪市中央区

②子会社（主要な営業所）

名　　称	所　在　地
JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd （その子会社を含む）	シンガポール 台湾（台北） 中国（北京、上海）
JAFCO America Ventures Inc.	アメリカ カリフォルニア州

(8) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

①当社グループの使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
159名	12名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	9名増	42才6ヶ月	14年0ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であります。

(9) 資金調達の状況

当事業年度においては、2023年9月28日に2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行し、150億円の資金調達を行いました。
一方、期日到来返済を行った結果、1年以内返済分を含めた長期借入金の残高は115百万円（前事業年度末149百万円）となりました。

(10) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

借　入　先	借　入　額
日本生命保険相互会社	100
株式会社りそな銀行	15

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

①発行可能株式総数　240,000,000株

②発行済株式の総数　56,060,000株

③株主数　17,781名

④大株主

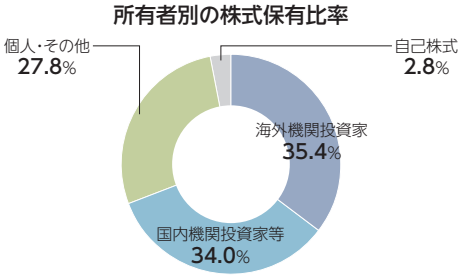

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,200	15.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,521	6.5
穐田　誉輝	2,002	3.7
日本生命保険相互会社	1,158	2.1
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	1,006	1.8
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	903	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	856	1.6
ゴールドマン・サックス証券株式会社　BNYM	835	1.5
光通信株式会社	749	1.4
CLEARSTREAM BANKING S. A.	741	1.4

(注) 1. 当社は自己株式を1,576千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年６月21日開催の第50回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

当事業年度中に本株式報酬制度により当社の役員等に割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。なお、株式報酬制度の概要については、35頁に記載のとおりです。

	株式数	交付対象者
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	39,918株	2名
当社の取締役を兼務しない執行役員	20,529株	3名
当社完全子会社の取締役	39,202株	1名

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日における新株予約権の状況は以下のとおりです。

	2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権
発行決議日	2023年９月12日
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使価格	2,132円
権利行使期間	2023年10月12日から2028年９月14日まで
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

(注)　2024年5月10日開催の取締役会で、当事業年度の1株当たり配当金が69円に決定されたことに伴い、2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の行使価格調整条項に従い、新株予約権の行使価格（転換価額）は2024年4月1日以降2,047.8円に調整されております。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2024年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	豊貴伸一	
取締役社長（代表取締役）	三好啓介	投資担当、パートナー
取締役（常勤監査等委員）	田村　茂	
取締役（監査等委員）	田波耕治	外立総合法律事務所　弁護士
取締役（監査等委員）	秋葉賢一	早稲田大学大学院会計研究科　教授 三井住友海上火災保険㈱　社外監査役
取締役（監査等委員）	梶原慶枝	

(注) 1. 取締役（常勤監査等委員）田村 茂、取締役（監査等委員）田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役（常勤監査等委員）田村 茂、取締役（監査等委員）田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）秋葉賢一は、公認会計士の資格を有しており、大学等における会計分野に関する研究及び教授等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役（監査等委員）梶原慶枝は、過去上場企業及び未上場企業の経理財務部門での長年にわたる業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役及び使用人から業務執行に係る情報を適時収集するとともに、社内の重要な会議に出席し、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、田村 茂を常勤の監査等委員に選定しております。

（ご参考）

当社は執行役員制度を設けております。2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	南黒沢　晃	事業投資部長
執行役員	松田宏明	管理部長
執行役員	松本季子	ファンド運用担当
執行役員	佐藤直樹	ビジネスディベロップメント部長

当社は投資業務及び当社が運用するファンドの運営業務等を執行するパートナーを選任しています。
2024年4月1日現在の取締役を兼務しないパートナーは次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
パートナー	藤　井　淳　史	ベンチャー投資担当
パートナー	北　澤　知　丈	ベンチャー投資担当
パートナー	高　原　瑞　紀	西日本支社長
パートナー	坂　　祐　太　郎	ベンチャー投資担当
パートナー	小　沼　　晴　義	ベンチャー投資担当

②取締役等の報酬等

●当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			
			基本報酬（固定）	基本報酬（業績連動）	臨時報酬（業績連動）	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員を除く。）	2	211	69	14	55	72
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	4（4）	78（78）	78（78）	－	－	－
合計（うち社外取締役）	6（4）	290（78）	148（78）	14（－）	55（－）	72（－）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）に対して基本報酬の一部を業績連動報酬として支給しております。
当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、後記「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績を反映させるためであります。
当該報酬のうち、2023年4月から6月に支給された報酬額4百万円は2022年3月期の業績指標を踏まえ、また2023年7月以降に支給された報酬額9百万円は2023年3月期の業績指標を踏まえ、それぞれ指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。2022年3月期の主な業績指標の実績はキャピタルゲイン12,638百万円、投資損失引当金繰入額（純額）△1,985百万円、経常利益18,360百万円、また2023年3月期はキャピタルゲイン3,684百万円、投資損失引当金繰入額（純額）5,484百万円、経常利益△3,048百万円であり、これらを踏まえ2022年3月期の業績指標による評価は5段階のうち2番目（基準額の15%増）、2023年3月期の業績指標による評価は5段階のうち5番目（基準額の30%減）としました。
2. 取締役（監査等委員を除く。）に対して臨時報酬を業績連動報酬として支給しております。
当該報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法は、後記「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の短期的な業績に加え、中長期的に当社の業績と連動するファンドパフォーマンスを反映させるためであります。
当事業年度にかかる当該報酬額は、当事業年度の業績指標を踏まえて指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、ファンドパフォーマンスの状況の指標としてのファンドリターン倍率は前事業年度比4.8%増、ファンド総額は前事業年度末比23,400百万円増、経常利益は前事業年度比11,870百万円増、基礎収支は前事業年度比2,108百万円増、含み益は前事業年度比4,889百万円増であり、これらを踏まえ役職ごとの当該報酬水準を前事業年度比20%増としました。
3. 基本報酬（固定）の一部には、役員持株会加入促進加算金が含まれております。支給額は取締役（監査等委員を除く。）に対して0百万円、取締役（監査等委員）に対して2百万円（うち社外取締役に対して2百万円）、合計で3百万円です。

4. 取締役（監査等委員を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を業績連動報酬及び非金銭報酬として支給しております。当該株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該報酬の額の算定方法ならびに非金銭報酬としての内容は、後記「取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要」のとおりです。また、当該業績指標を選定した理由は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めるためであります。
当事業年度にかかる当該報酬額は、業績指標である当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率を踏まえて指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定しました。当該業績指標の実績は、前事業年度にかかる1株当たり配当金150円を加味した当社株価成長率は118.6%、TOPIX（東証株価指数）成長率は112.9%であり、これらに基づき基準額に対する支給割合を105.1%としました。
なお、株式報酬としての譲渡制限付株式の交付状況は、事業報告「2.(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 上記の報酬額には、ファンドの運用成果に対する関係者への配分のうち取締役（監査等委員を除く。）への支給分1百万円は含まれておりません。

●取締役等の報酬等の決定に関する方針の概要

当社は、取締役、執行役員及びパートナー（以下「取締役等」といいます。）の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、独立社外取締役と取締役社長で構成する指名・報酬委員会を設置しています。その審議結果を踏まえ、取締役会において、「取締役等の報酬等の決定に関する方針」を決定しています。

（基本的な考え方）

・当社のパーパスである「挑戦への投資で、成長への循環をつくりだす」及びミッションである「新事業の創造にコミットし、ともに未来を切り開く」の実現に向けた優秀な人材の確保・維持と動機付けに資する金額水準や設計であること。
・短期業績に加え、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること。
・未上場企業への投資ファンドを運用する投資会社という特性を踏まえ、業務を執行する取締役等の報酬には当社ファンドの運用成果も反映させること。
・ステークホルダーの信頼を得られるよう、透明性のある、公正かつ合理的な設計であり、透明性のある適切なプロセスで決定されること。
・短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みがあること。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。基本報酬の一部は経常利益などの当社業績と連動し、臨時報酬はさらにファンドパフォーマンスも勘案して金額を決定します。さらに、当社の中長期的な企業価値向上を図る観点から、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）には株式関連報酬を支給します。
これらの報酬の水準は、ボラティリティーが極めて高いベンチャー・バイアウト投資ファンドの投資運用会社として、運用資産額及び運用結果としての会社業績ならびに株主価値を反映させ、優秀な人材を確保するのにふさわしいものにします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額は年額600百万円以内です。（2015年6月16日開催の第43回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名。）
また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し株式関連報酬として譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭債権の総額は年額300百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内です。（2022年6月21日開催の第50回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名。）

[金銭報酬の概要]

基本報酬（固定）	毎月支払う定額の金銭報酬であり、役職ごとの役割の大きさや責任範囲及び在職年数等により決定します。
基本報酬（業績連動）	毎月支払う金銭報酬であり、短期業績を反映し、直前期の利益水準（キャピタルゲイン、投資損失引当金繰入額（純額）、経常利益など）及びその内容を過去の実績と比較したうえで、原則として年1回、取締役会において5段階評価で決定します。基本報酬のうち業績に連動する部分の標準的な割合は概ね20％であり、当該部分が上記５段階評価により±30％の範囲で変動します。
臨時報酬（業績連動）	経常利益及び基礎収支（管理報酬から販管費を差し引いた額）のほか、含み益、中長期的な経営の重要指標であるファンドパフォーマンスの状況ならびにファンド総額を前年と比較し、役職ごとの報酬水準の対前年比増減率を取締役会で決定します。そのうえで、各取締役の支給額は、職責及び貢献度等も踏まえて取締役会で決定し、年1回支払います。著しく業績が悪化した場合等は支給しないこともあります。

[株式関連報酬の概要]

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬を支給します。譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

譲渡制限付株式の付与	対象取締役の役位等に応じた基準額をもとに、付与に先立つ一定期間の当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率との比較等も踏まえて当社の取締役会が決定する金額に相当する譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を付与する。 **基準額に対する支給割合の考え方** 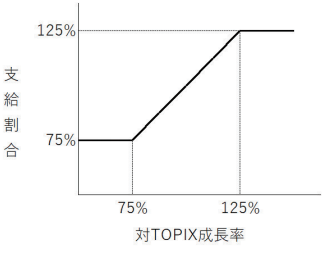 株式報酬額 ＝ 基準額 × 支給割合 ＝ 基準額 × 対TOPIX成長率 $\text{対TOPIX成長率} = \dfrac{(A+B) \div C}{D \div E}$ A 割当決議日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 B 前事業年度に係る1株当たり配当金 C 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月の当社普通株式の終値平均値 D 割当決議日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値 E 割当決議日の1年前の日の属する月の直前3か月のTOPIXの終値平均値 なお、対象取締役に付与する本割当株式の数は、2022年6月21日開催の第50回定時株主総会で承認された株式数の上限である年300,000株以内とする。

譲渡制限期間	割当日から当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職するまで。 ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。
譲渡制限の解除	(1) 対象取締役が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、②対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。 (2) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
無償取得事由	(1) 当社は、上記「譲渡制限の解除」の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。 (2) 対象取締役が役務提供期間の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。 (3) 対象取締役が、譲渡制限期間中に法令、社内規程または譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合その他の本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

取締役の報酬総額のうち、金銭報酬の業績連動部分（基本報酬の業績連動部分及び臨時報酬の合計額）及び株式関連報酬が占める標準的な割合は、それぞれ概ね3分の1程度です。
なお、株式関連報酬の導入にあたっては、その導入前の金銭報酬の支給水準を見直して一部削減したうえで、上記の割合を目安として譲渡制限付株式報酬を支給しました。
この結果、取締役の報酬総額における固定報酬と業績連動報酬（金銭報酬の業績連動部分及び株式関連報酬）の割合は概ね「1：2」となりました。

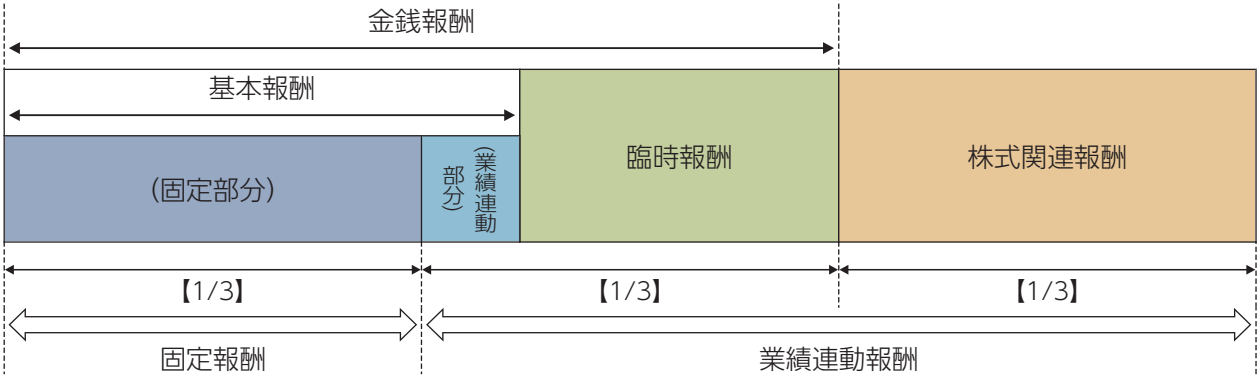

（注）【　】内の割合は概数です。

（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額300百万円以内です。（2015年6月16日開催の第43回定時株主総会決議による。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名。）
監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定します。
監査等委員である取締役の報酬は、業績連動部分がない基本報酬のみとし、臨時報酬及び株式関連報酬の支給はありません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保します。
当社は、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定せず、監査等委員である独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定します。監査等委員である取締役の報酬水準は、こうした経営の重要な意思決定への関与や、業務執行の監督という職責を勘案して設定します。

（執行役員及びパートナーの報酬）

執行役員及びパートナーの報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬と同様に、指名・報酬委員会で審議した上で、取締役会で決定します。
執行役員及びパートナーの金銭報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成します。金銭報酬のうち臨時報酬は当社業績及びファンドパフォーマンスを勘案し、貢献度等も踏まえて金額を決定します。
また、執行役員には株式関連報酬として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と同様の内容の譲渡制限付株式報酬を支給します。

●当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め審議を行い、その上で取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、定款第28条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である各取締役とも法令が規定する額としております。

④補償契約の内容の概要

当社は取締役豊貴伸一、三好啓介、取締役（常勤監査等委員）田村茂、取締役（監査等委員）田波耕治、秋葉賢一及び梶原慶枝と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社（米国子会社を除く。）の取締役、執行役員及び管理監督者である従業員等ならびに未上場の国内外投資先へ役員派遣されている当社役職員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を塡補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

⑥社外役員に関する事項

●取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役(常勤監査等委員) 田　村　　茂	14回/14回	13回/13回
取締役(監査等委員) 田　波　耕　治	14回/14回	13回/13回
取締役(監査等委員) 秋　葉　賢　一	14回/14回	13回/13回
取締役(監査等委員) 梶　原　慶　枝	14回/14回	13回/13回

●主な活動状況

・取締役（常勤監査等委員）田村茂は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、経営者としての他社での豊富な経験と知見のもと、独立の立場から有用な意見を述べております。また、常勤の監査等委員として、投資委員会その他社内の重要な会議に出席するとともに、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。さらに、当事業年度は、機関投資家との個別面談にも参加し、その内容を取締役会等にフィードバックしております。

・取締役（監査等委員）田波耕治は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、財政・金融・税務や法務における高い見識や専門性のもと、独立の立場から、当社の経営上の重要な意思決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。

・取締役（監査等委員）秋葉賢一は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、会計分野の専門家として、独立の立場から、当社の経営上の重要な意思決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。

・取締役（監査等委員）梶原慶枝は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、長年にわたる経理、経営企画業務の経験及び経営幹部としての他社での豊富な経験と知見のもと、独立の立場から当社の経営上の重要な意思決定や業務執行の監督において、有用な意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、積極的に意見を述べております。

●重要な兼職先と当社との関係

・取締役（監査等委員）秋葉賢一は、三井住友海上火災保険株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には保険取引がありますが、取引額は少額であり、重要な事項はありません。

・上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由
監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し同意いたしました。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、転換社債型新株予約権付社債の発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④当社の会計監査人以外の監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、JAFCO Investment（Asia Pacific）Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑤会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

上記に加え、当社は、会計監査人との緊張感ある関係を維持する観点から、定期的にその見直しを検討いたします。

(5) コーポレート・ガバナンスの体制

①基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組んでおります。

・ステークホルダーとの関係を尊重すること
・意思決定の透明性・公正性を確保すること
・適正な監督体制を構築すること
・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

②体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会及び監査等委員会が、重要な業務執行の決定及び取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

（コーポレート・ガバナンス体制図）

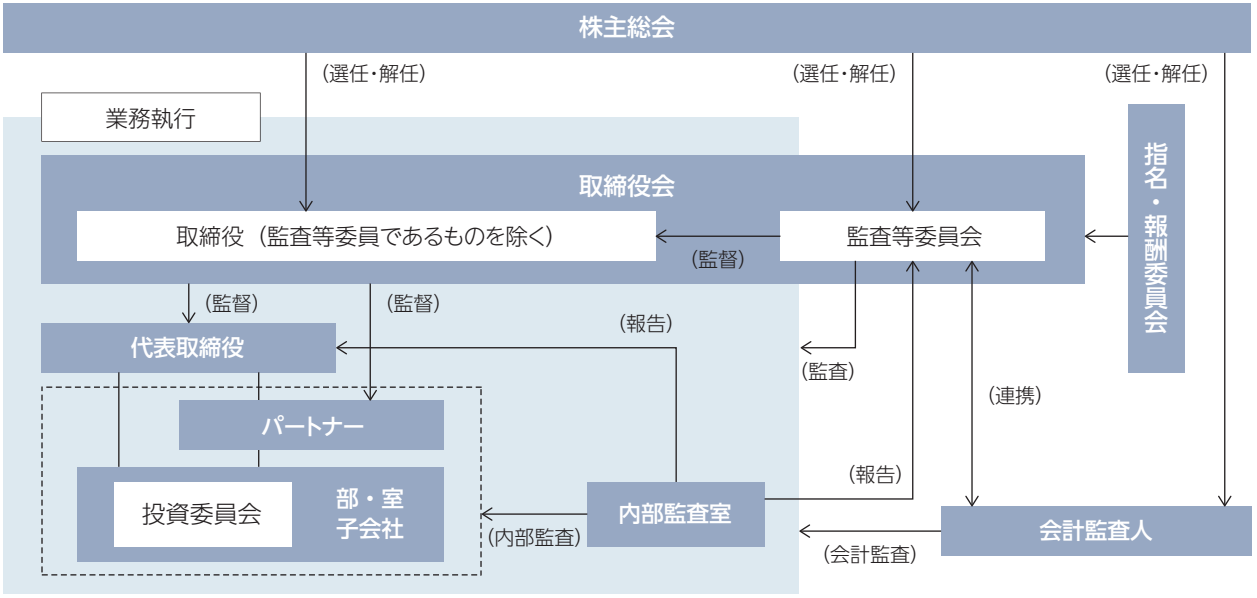

取締役会

独立社外取締役4名、社内取締役2名の計6名で構成され、過半数が独立社外取締役です。議長は取締役社長です。取締役会は、経営上の重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。独立社外取締役は、客観的・中立的な立場より経営の監督を行っております。

監査等委員会

独立社外取締役4名で構成され、現在、委員長には常勤監査等委員が選定されています。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行っております。なお、社外取締役の独立性を保つため、当社は独自に「社外取締役の独立性に関する基準」を定めており、本基準を満たす独立社外取締役を選任しています。

指名・報酬委員会

独立社外取締役4名及び取締役社長で構成され、委員長は独立社外取締役である委員から選定します。役員の指名・報酬に係る透明性・客観性を高める観点から、取締役、執行役員、パートナー及び主要子会社の代表者の指名・報酬に係る重要な事項の決定にあたり、その内容をあらかじめ指名・報酬委員会にて審議します。取締役会は、その審議内容を踏まえたうえで当該指名・報酬について議論を行い、決定します。

投資委員会

投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長やパートナー等で構成される投資委員会にて行っております。投資委員会には、監査等委員である取締役も随時参加しています。

当社は、コーポレート・ガバナンスの具体的な取り組みをまとめた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.jafco.co.jp/company/governance/

③取締役会の実効性評価

2023年度の取締役会の実効性に関する評価結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は実効性評価を年１回実施しております。当年度も全取締役を対象に、取締役会の構成、運営、役割、責務等の項目につき、質問票によるアンケート及びヒアリングを実施、これをもとに取締役会において、審議いたしました。
その結果、2023 年度の取締役会の実効性について以下のとおり確認しました。

（取締役会の構成）
取締役会の監督機能の観点から、当社においては独立社外取締役が過半数を占めている状況は適切であるとともに、取締役の員数は当社の企業規模を勘案すると相当であり、実質的な議論が可能な人数です。また、議論の充実の為に必要な経験と専門性は、当年度においても充足されています。

（取締役会の運営）
所要時間や議案説明、報告の効率化等において評価が高い一方、さらに効率化できる余地があるとの意見もありました。また、社外取締役に対する情報提供、支援体制については、事前の議案説明等により高い評価となりました。

（取締役会の役割、責務）
前年度に策定した「企業価値向上の基本方針」（以下、「本基本方針」といいます。）のもと、取締役会は、議案の審議や業務執行状況の報告等で明らかになった課題や論点に係る議論を通じ、中長期目標に向かって体制を整備し、業務を推進していく為の監督を行ってきました。

こうした中、当年度募集完了したSV７ファンドへの当社出資比率は最終的に22%となり、本基本方針に掲げた中長期の目標値20%に近い水準となりました。

また、中長期的な課題への対応として、当年度は、取締役会においてサステナビリティに関する取り組みや体制についての議論を行い、新たに「サステナビリティに関する基本方針」を定めました。

これらを踏まえ、前年度と比較し、取締役会の構成、運営、役割・責務等の各項目は、概ね同等もしくは改善、進歩しており、総じて取締役会の実効性は確保されていると評価しています。

（今後の課題）
引き続き、本基本方針における中長期目標の進捗状況のモニタリングを取締役会において適切なタイミングで実施し、建設的な議論を行っていく必要があること、また、これらを踏まえて中長期の視点で審議すべき事項について引き続き議論を深めていく必要があることを確認しました。

今後も定期的な評価を実施し、さらなる取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

（ご参考）ガバナンスへの取り組み

ベンチャー・バイアウト投資というリスクの高い事業を営む当社にとって、経営のガバナンスを高め、公正で迅速な意思決定を行うことは非常に重要です。
当社はこれまで、経営の独立性、株主の皆様との価値共有、資本効率の向上と成長戦略の推進といったテーマで、毎年段階的にガバナンスの改善を進めてきました。今後も引き続きガバナンスの改善に取り組んでいきます。

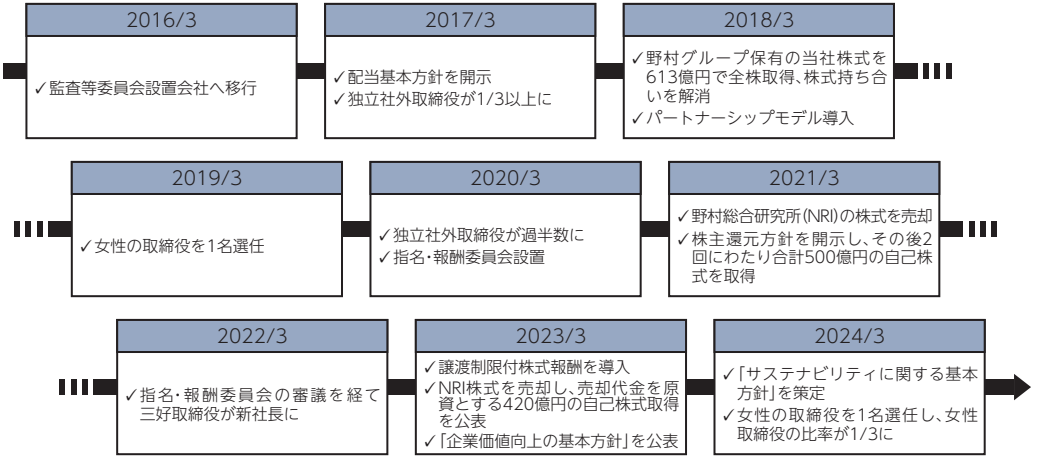

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	当　期	(ご参考) 前　期	科　目	当　期	(ご参考) 前　期
資産の部			負債の部		
流動資産	**160,489**	**156,079**	**流動負債**	**6,566**	**25,678**
現金及び預金	67,606	69,481	1年内返済予定の長期借入金	115	34
営業投資有価証券	103,921	98,530	未払法人税等	1,709	21,813
投資損失引当金	△13,754	△14,490	賞与引当金	312	344
その他	2,715	2,556	役員臨時報酬引当金	56	48
固定資産	**5,051**	**3,767**	その他	4,372	3,437
有形固定資産	**419**	**229**	**固定負債**	**21,334**	**3,423**
建物	362	182	長期借入金	－	115
器具及び備品	56	47	転換社債型新株予約権付社債	15,000	－
無形固定資産	**45**	**95**	退職給付に係る負債	349	382
ソフトウェア	45	95	繰延税金負債	5,787	2,883
投資その他の資産	**4,586**	**3,442**	その他	197	42
投資有価証券	3,581	2,497	**負債合計**	**27,900**	**29,101**
長期貸付金	279	281	純資産の部		
繰延税金資産	349	284	**株主資本**	**116,611**	**117,090**
その他	376	377	**資本金**	**33,251**	**33,251**
			資本剰余金	**32,806**	**32,806**
			利益剰余金	**54,424**	**55,148**
			自己株式	**△3,871**	**△4,115**
			その他の包括利益累計額	**21,028**	**13,655**
			その他有価証券評価差額金	**18,150**	**11,513**
			為替換算調整勘定	**2,878**	**2,141**
			純資産合計	**137,639**	**130,745**
資産合計	**165,540**	**159,847**	**負債・純資産合計**	**165,540**	**159,847**

(注) 1. 連結貸借対照表での「前期」は2023年３月31日現在の状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	当　　期	(ご参考) 前　　期
売上高	**24,443**	**14,073**
営業投資有価証券売上高	19,013	9,665
投資事業組合管理収入	5,425	4,402
その他の売上高	4	4
売上原価	**12,239**	**7,341**
営業投資有価証券売上原価	11,076	5,981
その他の原価	1,163	1,360
売上総利益	**12,204**	**6,731**
投資損失引当金繰入額(△戻入額)	△775	5,484
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損(△戻入益)	△13	181
差引売上総利益	**12,993**	**1,066**
販売費及び一般管理費	**4,818**	**5,480**
営業利益又は営業損失（△)	**8,175**	**△4,414**
営業外収益	**738**	**1,505**
受取利息	344	216
受取配当金	72	1,083
為替差益	47	－
他社ファンド運用益	178	148
雑収入	95	57
営業外費用	**92**	**139**
支払利息	0	0
為替差損	－	19
出資先への負担金	－	10
自己株式取得費用	－	108
社債発行費	89	－
雑損失	1	1
経常利益又は経常損失（△)	**8,822**	**△3,048**
特別利益	**－**	**64,417**
投資有価証券売却益	－	63,528
償却債権取立益	－	888
特別損失	**－**	**－**
税金等調整前当期純利益	**8,822**	**61,368**
法人税、住民税及び事業税	**1,287**	**20,825**
法人税等調整額	**40**	**△27**
当期純利益	**7,494**	**40,571**
非支配株主に帰属する当期純利益	**－**	**－**
親会社株主に帰属する当期純利益	**7,494**	**40,571**

(注) 1. 連結損益計算書の「前期」は2022年4月1日から2023年3月31日までの状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日　残高	33,251	32,806	55,148	△4,115	117,090
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,157		△8,157
親会社株主に帰属する当期純利益			7,494		7,494
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△61	244	183
自己株式の消却			−	−	−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	−	−	△723	244	△479
2024年3月31日　残高	33,251	32,806	54,424	△3,871	116,611

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2023年4月1日　残高	11,513	2,141	13,655	130,745
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△8,157
親会社株主に帰属する当期純利益				7,494
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				183
自己株式の消却				−
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,636	737	7,373	7,373
連結会計年度中の変動額合計	6,636	737	7,373	6,894
2024年3月31日　残高	18,150	2,878	21,028	137,639

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	当　期	(ご参考) 前　期	科　目	当　期	(ご参考) 前　期
資産の部			負債の部		
流動資産	**151,557**	**147,480**	**流動負債**	**3,343**	**22,902**
現金及び預金	60,948	62,893	1年内返済予定の長期借入金	115	34
営業投資有価証券	101,530	96,365	未払金	594	488
投資損失引当金	△13,399	△14,186	未払法人税等	1,521	21,663
未収収益	262	822	預り金	31	29
未収入金	2,085	1,107	賞与引当金	232	251
その他	128	476	役員臨時報酬引当金	56	48
固定資産	**6,653**	**5,724**	その他	792	387
有形固定資産	**136**	**155**	**固定負債**	**21,349**	**3,562**
建物	104	118	長期借入金	－	115
器具及び備品	32	37	転換社債型新株予約権付社債	15,000	－
無形固定資産	**45**	**95**	繰延税金負債	5,957	3,023
ソフトウェア	45	95	退職給付引当金	349	382
投資その他の資産	**6,471**	**5,473**	その他	42	42
投資有価証券	3,096	2,097	**負債合計**	**24,692**	**26,465**
関係会社株式	2,731	2,731	純資産の部		
その他	643	644	**株主資本**	**115,919**	**115,622**
			資本金	**33,251**	**33,251**
			資本剰余金	**32,806**	**32,806**
			資本準備金	32,806	32,806
			利益剰余金	**53,733**	**53,680**
			利益準備金	1,435	1,435
			その他利益剰余金	52,297	52,244
			繰越利益剰余金	52,297	52,244
			自己株式	**△3,871**	**△4,115**
			評価・換算差額等	**17,598**	**11,117**
			その他有価証券評価差額金	**17,598**	**11,117**
			純資産合計	**133,518**	**126,739**
資産合計	**158,210**	**153,205**	**負債・純資産合計**	**158,210**	**153,205**

(注) 1. 貸借対照表での「前期」は2023年３月31日現在の状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	当　　期	(ご参考) 前　　期
売上高	**23,144**	**13,156**
営業投資有価証券売上高	18,713	9,487
投資事業組合管理収入	4,416	3,655
その他の売上高	14	14
売上原価	**12,585**	**7,323**
営業投資有価証券売上原価	10,955	5,451
その他の原価	1,629	1,872
売上総利益	**10,559**	**5,832**
投資損失引当金繰入額(△戻入額)	△787	5,614
部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損(△戻入益)	△19	149
差引売上総利益	**11,366**	**69**
販売費及び一般管理費	**3,754**	**4,583**
営業利益又は営業損失（△）	**7,612**	**△4,514**
営業外収益	**1,918**	**3,516**
預金利息	55	45
有価証券利息配当金	1,554	3,273
為替差益	42	－
他社ファンド運用益	178	148
雑収入	87	49
営業外費用	**91**	**172**
支払利息	0	0
為替差損	－	51
出資先への負担金	－	10
自己株式取得費用	－	108
社債発行費	89	－
雑損失	1	1
経常利益又は経常損失（△）	**9,438**	**△1,169**
特別利益	**－**	**64,417**
投資有価証券売却益	－	63,528
償却債権取立益	－	888
特別損失	**－**	**－**
税引前当期純利益	**9,438**	**63,247**
法人税、住民税及び事業税	**1,093**	**20,719**
法人税等調整額	**73**	**25**
当期純利益	**8,271**	**42,502**

(注) 1. 損益計算書の「前期」は2022年4月1日から2023年3月31日までの状況です。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年4月1日　残高	33,251	32,806	32,806	1,435	52,244	53,680	△4,115	115,622
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△8,157	△8,157		△8,157
当期純利益					8,271	8,271		8,271
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					△61	△61	244	183
自己株式の消却					−	−	−	−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	52	52	244	297
2024年3月31日　残高	33,251	32,806	32,806	1,435	52,297	53,733	△3,871	115,919

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日　残高	11,117	11,117	126,739
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△8,157
当期純利益			8,271
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			183
自己株式の消却			−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	6,481	6,481	6,481
事業年度中の変動額合計	6,481	6,481	6,779
2024年3月31日　残高	17,598	17,598	133,518

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ジャフコ グループ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　谷　川　敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャフコ グループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャフコ グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

ジャフコ グループ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　谷　川　敬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャフコ グループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

ジャフコ グループ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　田村　茂　㊞

監査等委員（社外取締役）　田波耕治　㊞

監査等委員（社外取締役）　秋葉賢一　㊞

監査等委員（社外取締役）　梶原慶枝　㊞

以　上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 掲載URL：https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/notification/ (ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買増、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている証券会社などにお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
   [手続き書類のご請求方法]
   ○インターネットによるダウンロード
   https://www.tr.mufg.jp/daikou/
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

配当金のお支払いについて

当社は2024年5月10日開催の取締役会で、剰余金の配当をお支払いすることを決議いたしました。つきましては、2024年5月24日を支払開始日として、1株につき69円（税込み）の剰余金の配当をお支払いいたします。

ご選択いただいた配当金のお受け取り方式に応じ、ご指定の銀行もしくはお取引の証券会社の口座をご確認いただくか、または「期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行もしくは郵便局の貯金窓口においてお受け取りください。

会社の概況

会社の概況 (2024年3月31日現在)

商号 ジャフコ グループ株式会社
（英文）JAFCO Group Co., Ltd.

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第1693号
加入協会／一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設立年月日 1973年4月5日

資本金 332億5,167万3,571円

従業員数 159名（連結ベース）

グループネットワーク

国内

■本社
〒105-6324
東京都港区虎ノ門1-23-1　虎ノ門ヒルズ森タワー24階

■西日本支社
〒541-0047
大阪市中央区淡路町3-1-9　淡路町ダイビル3階

海外

JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd
（シンガポール、台北、北京、上海）
Icon Ventures (JAFCO America Ventures Inc.)（パロアルト）

コーポレートサイト・ソーシャルメディアのご紹介

最新のニュースリリースや株主・投資家向け情報はコーポレートサイトをご覧ください。
「& JAFCO POST」は、起業家・起業を志す方に向けて、起業からの道のりや成長支援に関する情報、当社に関する情報などを、対談やインタビュー形式で発信しています。

コーポレートサイト
https://www.jafco.co.jp/



& JAFCO POST
https://www.jafco.co.jp/andjafco-post/



IPOストーリー



JAFCO 2023 Summary



最新ジャフコの挑戦



ジャフコの人材育成

統合報告書
https://www.jafco.co.jp/ir/library/integrated-report/

公式Facebookページ
https://www.facebook.com/JAFCO.PR

公式Xアカウント
https://twitter.com/JAFCO_PR

株主総会会場ご案内図

会場

野村コンファレンスプラザ日本橋
5階大ホール
日本橋室町野村ビル(YUITO)

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号　TEL:03-3277-0888(代表)





日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋

交通のご案内

■ 東京メトロ 銀座線 半蔵門線

三越前駅 …… A9出口(直結)

■ JR総武本線

新日本橋駅 …… A9出口(直結)

(駅地下道よりお越しいただけます。)

■ JR各線

神田駅 …… 南口(徒歩7分)

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/)にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合は、事前にご確認くださいますようお願いいたします。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。